

II 淡路地域の農業農村整備事業（国事業を活用したもの）

1 ほ場整備の推進

淡路地域のほ場整備率は47.8%であり、全県(78.6%)に比べ大幅に整備が遅れている。

これまで農家の努力により県下有数の農業生産地帯であったが、農業者の高齢化や減少が進む中、他地域・産地に比べて不利な生産条件を早く解消していくことが必要である。

このため、効率的かつ安定的な農業経営に向け、淡路地域の営農形態や実情に応じたほ場整備を推進する。また、併せて農業生産の拡大や担い手育成、地域の活性化を図る。

(1) 実施状況（令和3年度末現在）

	整備対象面積 (ha)	整備済面積 (ha)	整備率 (%)
全 県	56,157	44,150	78.6
淡路地域	7,312	3,494	47.8
洲本市	1,707	880	51.6
南あわじ市	3,528	1,867	52.9
淡路市	2,077	747	36.0

(2) 実施内容

淡路地域の農業は、瀬戸内海特有の年間を通じて温暖な気候や京阪神の大消費地に近い立地条件を活かし、①三原平野を中心に水稻・野菜作等による多毛作複合経営が行われる三毛作地域と、②北部側の急傾斜地における集約的な施設花きや施設野菜、果樹の生産が盛んに行われている中山間地域に大きく区分できる。

このため、ほ場整備においては各地域に応じた特色ある整備を実施している。

ア 三毛作地域

野菜作りの作業性を考慮した①20a 区画(40×50m)の区画整備やコンクリート畦畔、②機械作業において農道に乗り入れてターンできる農道整備、③ため池からほ場に直結して水管理の省力化を図る用水路のパイプライン化等を進める。



ほ場整備の前後（養宜地区）



農道でのターン（国衙地区）



収穫時の農道活用（市西地区）



パイプラインからの散水
（市西地区）

地区名		総事業費 (百万円)	工期	総事業量 (ha)	R5 事業内容
南 あ わ じ 市	養宜	3,870	H28～R7	58.9	区画整理 7.0ha、農道舗装 1 式
	片田	1,627	H29～R7	30.7	区画整理 2.1ha
	八幡北※	760	H30～R6	17.0	区画整理 1 式
	倭文長田	704	R1～R8	15.7	農道舗装、補完 1 式
4 地区 計		6,961	—	122.3	区画整理 9.1ha 他

※マークは「農地中間管理機構関連農地整備事業」を示す（以降も同様）

イ 中山間地域

中山間地域における農村の活性化を図るため、ほ場整備などの事業を契機として、地域農業の中心となる集落営農組織などを育て、地域の持ち味を生かした力強い農業経営を展開する。また、併せて豪雨時の災害防止対策を図る。



ほ場整備の前後（洲本市 塔下地区）

地区名		総事業費 (百万円)	工期	総事業量 (ha)	R5 事業内容
洲 本 市	塔下	2,215	H29～R8	37.0	区画整理 2.5ha
	都志大宮	754	H29～R7	20.1	農道舗装、補完 1 式
	市原※	528	R1～R5	16.5	区画整理 1 式
	相原	995	R2～R11	23.9	区画整理 2.0ha
淡 路 市	生田大坪	1,892	H27～R5	26.1	補完 1 式
	西山・柳沢東	2,635	R3～R11	53.5	区画整理 2.1ha
	北淡路※	444	R3～R6	11.8	区画整理 1 式
	入野 2 期	1,566	R4～R10	31.3	実施設計、換地業務 1 式
	北淡路 2 期※	268	R4～R7	6.7	区画整理 6.7ha
	北淡路 3 期※	570	R5～R10	14.5	実施設計 1 式
10 地区 計		11,867	—	241.4	区画整理 13.3ha 他

（3）今後の実施に向けた調査計画（予定）地区

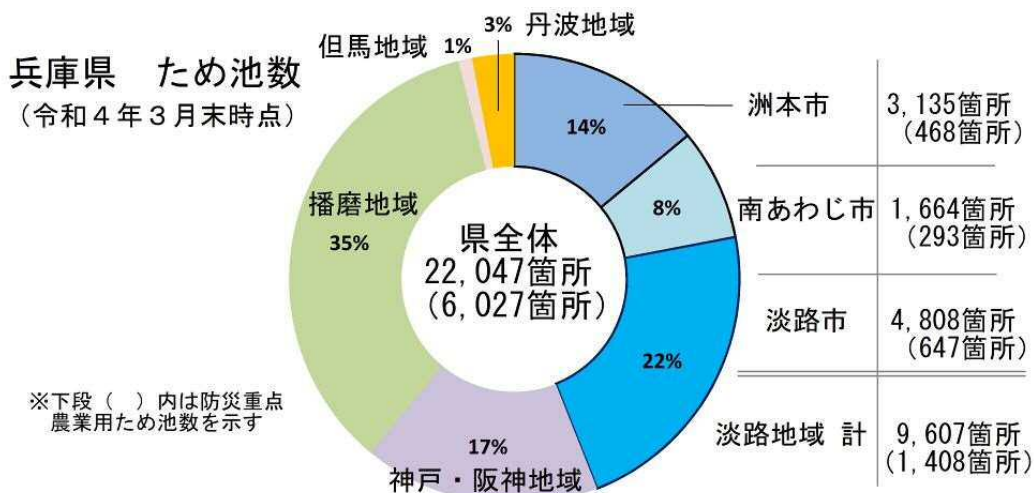
市名	R6 採択	R7 採択	R8 採択	R9 採択
洲本市	市原 2 期※(17ha)		鳥飼代(20ha)	下堺(20ha)
南あわじ市		賀集(20ha)		阿万本庄川(6ha)
淡路市		草香(30ha)	北淡路 4 期※ (10ha)	

2 ため池整備の推進

ため池は全国に約16万箇所あり、兵庫県は全国一の22,047箇所を有している。このうち淡路島には約1万箇所のため池があるが、未整備で老朽化が進んでいるものが多い。

これらのため池のうち、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」として指定し、近年の集中豪雨や南海トラフ巨大地震への対策を進めている。

今後、特に緊急性・危険性の高い防災重点ため池から順次整備着手していくとともに、整備完了までの間は、水位を下げた日常管理を指導するなど、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。また、利用されていないため池については廃止を進める。



(1) ため池整備事業

	県営地区	市営地区※	箇所数 計
洲本市	千草2、下内膳、金屋、大城戸、平安浦南、赤松下池、砂池、鳥飼代田大池、夫婦下池、高丸池、西ノ下池、尾上尻池、八京池 13地区14箇所	源之丞池 1箇所	15箇所
南あわじ市	東山、徳原、伊加利山本、門前、市池、大谷池、次郎池、上八木 8地区13箇所	長谷池、口新池、片山下池 3箇所	16箇所
淡路市	桃谷池、中池(生田)、谷子池、北代池、皿池(王子)、新池、池ノ谷池、高山池 8地区8箇所	五反田池、大川新池 2箇所	10箇所
管内 計	29地区35箇所	6箇所	41箇所

※マークは工事、実施設計を含む

(2) 整備・廃止に向けた調査計画事業 1市3地区(4箇所)で実施

(3) ため池管理等に関する事業 P12以降に掲載

【整備前】



【整備後】



御手洗池 (淡路市岩屋)

3 地域資源の保全管理の推進（多面的機能支払交付金制度の活用）

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対し、多面的機能支払交付金による支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。

(1) 事業概要

ア 農地維持支払

【対象者】

- ・ 農業者で構成される活動組織
- ・ 農業者及びその他の者（地域住民、地域団体等）で構成される活用組織

【対象活動】

- ・ 畦の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など地域資源の基礎的な保全
- ・ 保全体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

イ 資源向上支払

【対象者】

- ・ 農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、道路、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

(2) 令和5年度活動（予定）

	農振農用地面積(ha)	農地維持			資源向上(共同)			資源向上(長寿命化)		
		地区数	交付対象面積(ha)	農振農用地に対する割合(%)	地区数	交付対象面積(ha)	農振農用地に対する割合(%)	地区数	交付対象面積(ha)	農振農用地に対する割合(%)
洲本市	1,919	69	1,885	98.2	64	1,848	96.3	62	1,821	94.9
南あわじ市	3,882	84	2,806	72.3	84	2,806	72.3	68	2,472	63.7
淡路市		(1)	(131)		(1)	(131)		(1)	(131)	
	3,005	64	1,465	48.8	59	1,382	46.0	56	1,362	45.3
管内計	8,806	217	6,156	69.9	207	6,036	68.5	186	5,655	64.2
県全体	62,100	1,701	50,471	81.3	1,663	49,916	80.4	1,393	45,750	73.7

* 上段（ ）は広域化地区を内数で示す。

4 広域農道（オニオンロード）整備の推進

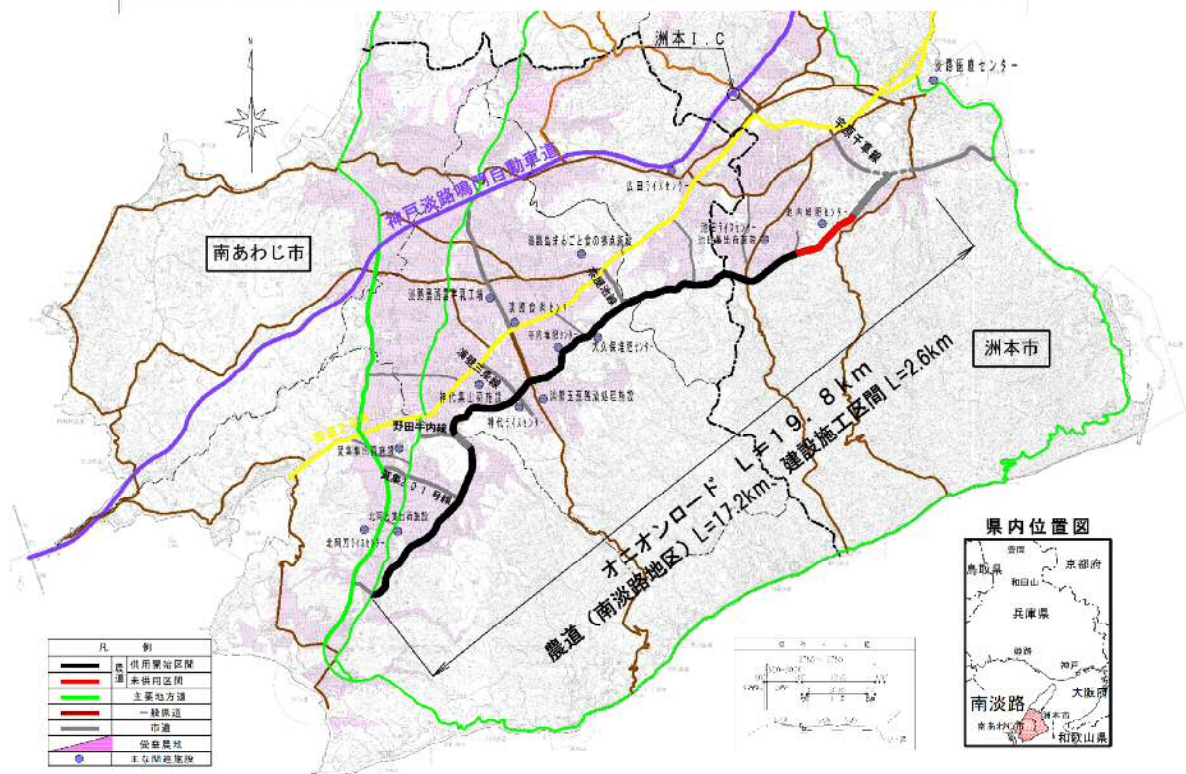
南淡路地域の農産物や生産資材の流通経路を確保し、京阪神方面への輸送の効率化を図るとともに、農村生活環境の改善を図る。

用地買収が難航している区間があり、平成6年の着工から相当の年数が経過したが、令和3年度に用地買収が完了したことから、令和7年度の全線開通を目指す。

(1) 事業概要

- ① 位 置：南あわじ市阿万上町～洲本市千草
- ② 計 画 延 長：土地改良事業区間 17.2km（他 市建設事業区間 2.6km）
- ③ 幅 員：車道 7.25m（3.0×2 車線＋路肩） 歩道 3.0m
- ④ 受 益 地：4,183ha（洲本市・南あわじ市）
- ⑤ 計画交通量：4,700 台/日
- ⑥ 予 定 工 期：平成6年度～令和7年度（32 年間）
- ⑦ 事 業 費：164 億円
- ⑧ 進 捗 率：98%（事業量ベース） ※供用率 89%
- ⑨ 負 担 区 分：国 50%、県 35%、市 15%

広域営農団地農道整備事業 南淡路地区 計画一般図



三原工区（神代社家）



鮎屋夢大橋（ひょうごの橋・トンネル 150 選）

5 農業水利施設の保全の適正化

老朽化した農業水利施設を対象に、機能診断や計画的な予防保全（補修）等を進め、施設の長寿命化と管理費の低減を図る。また、農地の湛水防除に資する水利施設や石綿管の更新を進める。

(1) スtockマネジメント事業

ア 機能保全計画の策定

基幹水利施設（県営事業等で造成したダム、頭首工、揚排水機場、幹線水路等で末端受益 10ha 以上の施設）のうち、標準耐用年数の半数を経過した施設を対象に平成 19 年度から 28 年度にかけて機能診断を行い、機能保全計画を策定している。

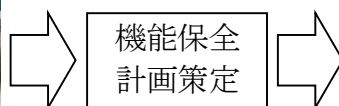
イ 対策工事の実施

機能保全計画策定した施設のうち、早急に補修等が必要又は効果的と判断された施設を対象に、昨年度まで対策工事を進めてきた。今後も、機能保全計画に基づき施設管理者（土地改良区等）と調整しつつ適期に補修・更新を進めていく。

南淡路地区 [H24～H28]	南淡路 2 期地区 [H26～H30]	南淡路 3 期地区 [H29～R1]	南淡路 4 期地区 [R3～R5]
鮎屋川ダム 鮎屋川幹線水路 初尾川ダム 塩屋新排水機場	上田池 百軒堀第 1 排水機場 吹上排水機場 慶野釜池排水機場	大川排水機場 本庄川ダム 塩屋沖田排水機場 大日川ダム突発対策	百軒堀第 2 排水機場 本庄川 1 号・2 号幹線水路 吹上排水機場（除塵機） 本庄川ダム突発対策



施設の機能診断実施



対策工事の実施

(2) 特定農業用管水路等特別事業

鮎屋川地区（H28～R7）において、石綿管で施工されている農業用水管が万一破損した場合、健康面への悪影響が及ぶ恐れがあることから、順次更新工事を実施。



石綿管



撤去



塩ビ管

鮎屋川幹線水路の布施替

6 災害からの早期復旧

令和4年度、災害が発生せず、過年度の災害復旧を着実に進めた。また令和2、3年度は比較的軽度の被害であった。

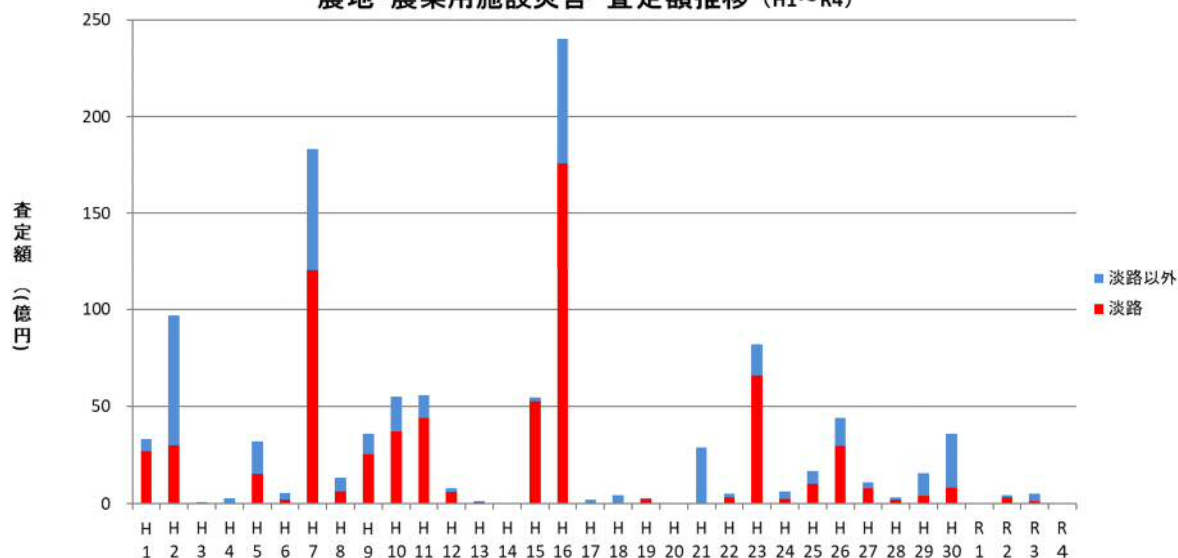
しかしながら、全国的には局地豪雨による大災害が発生していることから、引き続き平常時より災害発生時の研修や訓練を進めるとともに、ため池の適正管理等を促進する。

農地・農業用施設被害（査定時）

単位（数 百万円）

市名	R2				R3				R4			
	農地		農業用施設		農地		農業用施設		農地		農業用施設	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
洲本市	51	82	28	80	20	30	16	30	0	0	0	0
南あわじ市	18	28	8	13	11	13	3	4	0	0	0	0
淡路市	47	63	13	39	24	37	11	21	0	0	0	0
管内計	116	173	49	132	55	80	30	55	0	0	0	0

農地・農業用施設災害 査定額推移（H1～R4）



7 地籍調査の推進

令和3年度末の地籍調査進捗率は、南あわじ市が42.9%と進んでいるものの、洲本市及び淡路市が低調であり、管内平均では24.7%と県平均29.5%より若干遅れている。

各市においては、津波浸水対策区域や道路事業、企業用地造成事業などに関連した地籍調査を進めて行くこととしている。

(1) 実施状況（令和3年度末）

	調査対象面積 (km ²)	調査済面積 (km ²)	整備率 (%)
全 県	7,945.61	2,342.09	29.5
淡路地域	575.76	142.40	24.7
洲本市	166.02	13.97	8.4
南あわじ市	226.67	97.17	42.9
淡路市	183.07	31.26	17.1

※全国平均進捗率（R3末）：52.1%

(2) 令和5年度実施予定面積、調査地域

洲本市	0.11 km ²	五色町下堺の一部
南あわじ市	0.58 km ²	湊、松帆、津井、阿那賀、倭文の一部
淡路市	0.09 km ²	生穂、浅野神田、斗ノ内、生田畑の一部

8 農地海岸の保全対策

淡路島には、後背地の農地を保全するために指定した海岸保全区域が4地区5箇所ある。この農地海岸は、農林水産省が所管し、海岸法に基づき県知事（洲本土地改良事務所）が管理している。

(1) 古津路海岸（南あわじ市松帆古津路、L=393m）

令和3年12月から令和4年1月にかけて、強風・波浪により海岸の砂浜が崖状に侵食された。昨年度は応急工事を行うとともに、侵食原因調査に着手し、本年度は必要な対策の詳細設計を進める。



波浪により侵食された古津路海岸 (R4. 1)



応急工事実施後の古津路海岸 (R4. 12)

(3) 松帆崎海岸（淡路市岩屋字松帆崎、L=193m）

開発等により背後農地がなくなったことを受け、国庫補助事業を活用して現行基準に基づいた対策工事を実施した上で、土木事務所への所管替を行う。

9 地すべり対策

淡路島には、農地や農業用施設、人家等に被害を及ぼすおそれのある区域を地すべり防止区域として、20区域（洲本市7区域、南あわじ市4区域、淡路市9区域の合計20区域、541ha（うち、概成18区域））を洲本土地改良事務所が所管している。

(1) 生田大坪地区、大坪地区（淡路市）

平成28年度より調査・対策工事を進めており、令和4年度で対策工事は概ね完了した。令和5年度は概成調査を実施し、変状が確認されなければ令和6年度に事業完了する予定である。



対策工事(アンカー工) 生田大坪地区



対策工事(かご工) 大坪地区

(2) 柳沢東・入野地区（淡路市）

令和5年度に地すべり防止区域に指定し（国へ指定申請中）、ほ場整備（西山・柳沢東地区、入野2期地区）と一体的に工事を実施する予定である。